

Ⅲ 生徒指導関係

生徒心得

- 北海道札幌南陵高等学校の生徒としての自覚と誇りをもち、自らの良心に恥じない行動をしよう。
- 寸暇を惜しんで、自ら勉学に励むとともに、心身の鍛練に努めよう。
- 常に思いやりの気持ちを忘れず、また地域社会の一員としてすすんで奉仕活動に協力しよう。

高校生活のきまり

1 校内生活

- (1) 登校の時刻は7時30分から8時40分までとする。下校は17時までを原則とする。ただし、遅くとも18時30分までとする。
- (2) 欠席する場合は、HR担任に届け出る。急な場合は保護者より学級担任に連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、職員室で遅刻履歴簿の手続きをし、教科担任の許可を受け、休み時間にHR担任に提出する。
- (4) 始業時から放課後までの間、校地外へ出てはいけない。
- (5) 学校で体調不良を訴えた場合は早退許可証に記入させ、帰宅させる。帰宅後保護者に押印してもらい、翌日持参させ、HR担任が確認する。
- (6) 友人間の金銭貸借、物品の売買は厳禁とする。
- (7) 印刷物を配布したり、ポスター等を掲示する場合は、あらかじめ届け出て許可を受ける。
- (8) 集会もしくは行事を催したり、団体を組織する時は、届け出て許可を受ける。
- (9) 校内で特定の政治活動、宗教活動をしてはいけない。
- (10) 学校生活に不必要な物を持って登校してはいけない。携帯電話も同様、原則として禁止する。ただし、やむを得ず必要とする場合は学校の許可を受ける。

2 校外生活

- (1) 自動車、バイクによる通学は禁止する。
- (2) 家族以外の車両に同乗してはならない。
- (3) 夜間の外出は、21時までとする。やむ得ない場合は保護者同伴とそる。
- (4) 外出の際は身分証明書・生徒手帳を必ず携行し、風紀上好ましくない場所への出入りを禁止する。
 - ア. パチンコ店、深夜喫茶、クラブ等
 - イ. 酒を出すことを主とする飲食店
 - ウ. 青少年健全育成条例で出入りを禁じている場所
- (5) 外泊は好ましくない。無断外泊は、決してしてはいけない。
- (6) 旅行、大会・団体への参加、キャンプ等をする場合は、「校外における諸行事について」P. IV-11を参照する。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的理由等、やむを得ずアルバイトを必要とする場合は、担任に申し出、学校の許可を受ける。

※次の事項を許可の条件とする

- ア. 職種・時間・場所・日時等
- イ. 保護者・雇用主の承諾印

ウ．学校成績及び欠席遅刻等

- (8) 原則として在学中の運転免許取得及びその運転は認めない。

ただし、現在３年生で卒業が見込まれる生徒の運転免許取得については、次の条件を満たした場合認める。

ア．自動車学校への通学開始は、家庭学習期間以降であること

イ．自動車学校への入校を希望する者は、冬季休業期間以降「運転免許取得許可願」を提出し許可を受けること

ウ．運転免許試験場における学科試験は卒業式後、受験すること

エ．学校諸納金が納められていること

- (9) 校内外を問わず、飲酒、喫煙、薬物の乱用は厳しく禁止する。（ノンアルコール飲料や電子たばこ等も、２０歳以上向けの商品となっているため、特別指導の対象とする）

３ 服装・頭髪・カバン等

本校は正装期間と夏季略装期間を定め、それぞれ制服の着方の規則を定める。

正装期間は原則的に１０月～６月上旬とする。但し、年度によって別途定める。

- (1) 制服は次のように定める。

①男子制服（正装）

- (ア) 上着

チャコールグレー地に刺繍入りのブレザーとし、指定のボタンをつけ、左襟に校章バッジをつけたものとする。

- (イ) ワイシャツ

本校指定のもので、刺繍入りのワイシャツで色はブルーグレーとする。

- (ウ) スラックス

チャコールグレー地のものとする。

- (エ) ネクタイ

本校指定のものとする。

- (オ) 靴下

靴下をはくこと。

- (カ) セーター・ベスト

希望する者は、本校指定のものを着用することを認める。ただし、着用するときは制服上着を着用する。色は、紺・チャコールグレー・グレー・ホワイトの４色とする。

②女子制服（正装）

- (ア) 上着

男子に同じ。

- (イ) ワイシャツ

男子に同じ。

- (ウ) スカート

チャコールグレー地の裾部及び腰部に校章刺繍入りの２０車襷のものとする。スカート丈はひざ頭が隠れる程度の長さとする。

- (エ) スラックス

男子に同じ。

※スカート・スラックスはどちらかを選択する。

- (オ) ネクタイ・リボン

本校指定のものをどちらか選択し着用する。

- (カ) 靴下

(スカート着用時)

指定のハイソックスは、入学式、始業式、終業式、式典等の学校が指定する際に着用する。上記以外は黒・紺の無地のハイソックス（ふくらはぎに掛かる長さ～ふくらはぎがすべて覆われる長さ）でワンポイント可とする。

厳寒期（後期中間考査の翌日から卒業式まで）は、タイツを着用すること。色は黒の無地のものとする。

- (キ) セーター・ベスト

男子に同じ。

③夏季略装

- (ア) 上着

着用しなくてもよい。

- (イ) スラックス

正装と同じ。ただし、希望する者は本校指定のチェック地の夏季用スラックスを着用することができる。

- (ウ) スカート

正装と同じ。ただし、希望する者は本校指定のチェック地の裾部及び腰部に校章刺繍入りの夏季用スカートを着用することができる。

- (エ) ワイシャツ

正装と同じ。半袖可。

- (オ) ポロシャツ

希望する者は本校指定のもので、刺繍入りの白のポロシャツを着用することができる。

- (カ) ネクタイ

着用しなくても良い。着用時には、乱れないように注意する。

- (2) 制服の着用

休日・長期休業日に登校する場合も制服を着用する。ただし、部活動の場合は学校指定のジャージまたは、部活動指定のジャージでの登校を認める。

- (3) コート

コート類は、華美でないものを着用する。

- (4) 履物

上靴は所定のものを使用する。外靴は、登下校時に適したものとする。

- (5) 頭髪・化粧など

頭髪は、パーマ、カール、エクステ等の加工を加えたり、染髪や脱色をしてはいけない。極端な刈り上げやツーブロック等奇抜な髪型は認めない。

高校生らしい頭髪にすること。（別途学校より指示あり）

化粧（マニキュア、まつげエクステも含む）、眉や額を普通以上に剃ること、ピアス・指輪・ネックレス等のアクセサリーの使用は禁じる。

- (6) カバン

通学にはカバン・スポーツバッグ・リュック等を使用する。

付 則 昭和55年 4月 1日より施行
平成 6年 3月22日一部改正
平成 7年 11月30日一部改正
平成18年 4月 1日一部改正
平成25年 12月19日一部改正
令和 2年 4月 1日一部改正
令和 4年 4月 7日一部改正
令和 6年 4月 1日一部改正
令和 7年 3月18日一部改正

運転免許取得に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、交通災害の防止を目的とし、在学中の免許の取得・車両の運転について定める。

(運転免許取得許可基準)

第2条 原則として在学中の運転免許取得及びその運転は認めない。

ただし、現在3年生で卒業が見込まれる生徒の運転免許取得については、次の条件を満たした場合認める。

- ア. 自動車学校への通学開始は、家庭学習期間以降であること
- イ. 自動車学校への入校を希望する者は、冬季休業期間以降「運転免許取得許可願」を提出し許可を受けること
- ウ. 運転免許試験場における学科試験は卒業式後、受験すること
- エ. 学校諸納金が納められていること

(手続きの例外)

第3条 第2条によらず例外的に免許取得願を提出する場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 就職内定者で就職先から要請があり、家庭学習期間以前に自動車学校への入校が必要な場合は、保護者が直性来校の上担任に申し出るか、担任と直接電話等で連絡を取った上で、就職先からの要請文書を提出し、手続きを取り、在学中に運転免許を取得した場合であっても、運転免許証は保護者管理とし、運転をしないことを誓約する。

(その他)

第4条 免許取得のための欠席・欠課は原則として認めない。

- (1) 学校の許可なく運転免許を取得したり、自動車学校に通っていたりすることがわかった場合は協議のうえ特別指導を行う。

付 則 昭和57年 9月27日 制定
昭和62年10月28日 一部改正
平成 4年 3月19日 一部改正
平成 6年10月25日 一部改正
平成17年 4月21日 一部改正
令和 2年 4月 1日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
令和 7年 3月18日 一部改正

特別な指導を要する生徒の指導体制について

特別な指導を要する事故が発生した場合、原則として次の指導体制をとる。

- 1 本校の教職員は生徒の事故を知った場合、「懲戒及び特別指導に関する規程」に該当しない軽微な非行事故を除き速やかに生徒指導部長に連絡する。
 - 2 生徒指導部長は事故の発生について、教頭・学年主任・担任に連絡し、なるべく早い機会に全職員に事故の概要を報告する。
 - 3 生徒の事故についての外部への連絡の窓口は教頭とする。
 - 4 生徒指導部長は、生徒指導部員・該当学年主任・担任と協議・連携し、事実確認、調査を指示する。
 - 5 事実確認、調査は生徒指導部員、該当担任、必要に応じてその他の教職員が当たる。
 - 6 事実確認後、懲戒及び特別指導が必要だと生徒指導部長が判断した場合、管理職の判断を仰ぎ了解のもと担任を通して事故の概要を保護者に連絡し、該当生徒を引き取らせる。
 - 7 当該学年主任・該当担任から生徒の状況報告ののち、生徒指導部長は生徒指導部会に諮り、指導内容・方法を協議、検討、指導原案を作成する。
 - 8 生徒指導部長は原案作成にあたり管理職と十分協議する。
 - 9 生徒指導部で協議された指導内容・方法は、生徒指導部長から職員会議に提案・審議し、校長の決裁によって指導内容を決定する。
 - 10 指導内容決定後、該当生徒の担任は該当生徒・保護者を学校に召喚する。
- ※召還時間については生徒指導部長、担任が協議する。
- 11 生徒指導部長・担任は、該当生徒・保護者と面談、事実などの再確認をする。
 - 12 校長から指導措置を申し渡す。
 - 13 生徒指導部は、次の書類を該当生徒・保護者に渡し、指導内容を説明する。謹慎指導となった生徒は指導期間に見合う課題を受け取り取り組む。
- ※「反省文」、「反省日誌」、「学習課題」、「読書感想文」、「保護者の方へ」
- 14 担任は、「家庭訪問計画書」を作成、生徒指導部長に提出、家庭訪問をする。家庭訪問の結果は「報告書」に記入、指導部長に提出する。また、必要に応じて登校謹慎を行う。
 - 15 家庭謹慎の解除は、生徒指導部で協議、職員会議の審議、校長の決裁によって決定する。
 - 16 担任は該当生徒、保護者に登校時間を連絡する。
 - 17 校長から解除の通告。
- ※15～17は「申し渡し」の経緯と同じ。
- 18 該当生徒は解除後、担任→副担任→学年主任→生徒指導部長→教頭の順に事後指導を受ける。
 - 19 「反省文」「反省日誌」「学習課題」「読書感想文」「保護者の方へ」は事後指導終了後、担任から生徒指導部長に渡し、生徒指導部で保管する。
 - 20 事故について、長期休業中など「職員会議」で審議できない場合は、可能なかぎり関係教職員に連絡をとり、協議・検討し校長の決裁を得て指導措置を決定する。

手 順

1 事故→2 生徒指導部長→3 学年主任、担任→4 調査→5 該当生徒保護者に引渡し→6 生徒指導部会
→7 職員会議→8 校長決裁→9 校長申渡し→10 家庭謹慎・登校謹慎→11 家庭訪問→12 生徒指導部会
→13 職員会議→14 校長決裁→15 校長解除通告→16 事後指導

担任の必要とする書類

① 反省文綴り ② 反省日誌 ③ 学習課題 ④ 読書感想文 ⑤ 保護者の方へ ⑥ 家庭訪問計画書 ⑦
家庭訪問報告書

付 則 昭和56年 4月 制定
昭和57年 3月 一部改正
昭和61年 4月 一部改正
令和 2年 4月 1日 一部改正

懲戒及び特別指導に関する規程

第1章 懲戒および特別指導

(趣旨・目的)

第1条 懲戒は、学校教育法第11条、同施行規則26条及び北海道高等学校学則第22条、23条に基づき、校内外における生活全般にわたり、生徒としての本分に反した場合、善導する事を目的とする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

(特別指導の種類)

第3条 特別指導は、謹慎指導(家庭謹慎・登校謹慎)、校長訓戒、説諭とする。

(指導事項)

第4条 懲戒及び特別指導の指導事項は、次の通りとし、非行の内容・性質・教育効果を十分考慮の上決定するものとする。

- (1) 授業妨害
- (2) 試験中の不正行為及び不審な行為
- (3) 公共物の故意破壊、悪質ないたずら行為
- (4) 教職員に対する暴言、暴力行為
- (5) 飲酒・喫煙及び、それに準ずる行為
- (6) 禁止薬物類使用行為
- (7) いじめ行為
- (8) 恐喝・暴力行為
- (9) 万引・窃盗行為
- (10) 禁止場所への出入り行為
- (11) 性非行
- (12) 交通違反・「運転免許取得に関する規定」に違反する行為
- (13) そのほか高校生としてふさわしくない行為

(特別指導原案)

第5条 生徒への懲戒及び特別指導は、事実の正確なる把握と平常及び懲戒及び特別指導後の指導を考慮し、生徒指導部会において原案を作成する。

(手続)

第6条 懲戒及び特別指導は、職員会議における審議を経て校長が決する。

付 則 昭和55年 4月 1日 制定
 令和 5年 4月 1日 一部改正

